ベビーシッター派遣事業概略図
平成27年4月～5月（割引券発行前）の取扱いについて

事業実施者

企業

ベビーシッター事業者

企業の労働者

割引券使用承認申込・承認（事業実施者 ⇔ 企業）

割引券使用承認申込・承認（企業 ⇔ 企業の労働者）

※割引券使用前に、
①使用条件を満たしているか
②事業の利用を予定している企業か
について確認をしてください。

①’利用（請負）契約写し提出（企業 ← 企業の労働者）

④割引券の申込（企業 → 事業実施者）
※予算成立後

②’割引券申込（企業 ← 企業の労働者）

⑤手数料等の請求（事業実施者 → 企業）
※企業負担分は大企業1,140円、
中小企業850円＋手数料

⑥手数料等の振込（企業 → 事業実施者）

⑦割引券の発行（事業実施者 → 企業）

⑧割引券の交付（企業 → 企業の労働者）

⑪’報告用半券の提出（企業 ← 企業の労働者）

割引券取扱の申請・認定（事業実施者 ⇔ ベビーシッター事業者）
※審査手数料7,000円

利用の申込・利用（請負）契約の締結（ベビーシッター事業者 ⇔ 企業の労働者）
※利用可能なベビーシッター事業者かを確認してください。

⑪割引料の請求、割引券の提出（ベビーシッター事業者 → 事業実施者）

①サービスの提供依頼（ベビーシッター事業者 ← 企業の労働者）

⑫割引料の振込（事業実施者 → ベビーシッター事業者）

②サービスの提供（ベビーシッター事業者 → 企業の労働者）

③利用料金の支払い（ベビーシッター事業者 ← 企業の労働者）
※割引券が発行されていないことから、割引券発行までの
間は利用料金全額の支払いをお願いします。
※領収書を保存してください。

⑨割引券の提出（ベビーシッター事業者 ← 企業の労働者）

⑩割引料金の支払い（ベビーシッター事業者 → 企業の労働者）
※利用者が支払った分について、割引料金の支払いを
お願いします。